

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
横浜営繕事務所情報通信設備設置業務	分任支出負担行為担当 官関東地方整備局横浜 営繕事務所長 西村 研二 神奈川県横浜市中区山 下町37-9	令和5年7月7日	株式会社ほくつう関 東支社 東京都世田谷区上用 賀3-1-26 高橋ビル	6220001006381	会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4 第三号 本業務は、横浜営繕事務所が新庁舎に移転する際に必要となる電話回 線の敷設及びパソコン用のアクセスポイントの取り付け及び調整を行 うものである。 横浜国道事務所が設置するL3スイッチと連携するには横浜営繕事務 所に向けてポートを開放してもらう必要があるが、横浜国道事務所発 注の「R4・5横浜国道事務所管内ネットワーク設備他新設工事」は 施工中(当初契約の工期末は令和5年12月15日)であり、現時点 でのL3スイッチの所有者である株式会社ほくつう関東支社以外にL 3スイッチの詳細設定をおこなうことができない状況である。 また、国土交通本省と財務本省間で当事務所の横浜地方合同庁舎から の退去期限は令和5年9月末までとされたことから「R4・5横浜国 道事務所管内ネットワーク設備他新設工事」の完成を待つことができ ず、本工事は株式会社ほくつう関東支社と随意契約するものである。	¥2,862,000.-	¥2,860,000.-	99.93%		
公園・営繕WAN回線移設作 業	分任支出負担行為担当 官関東地方整備局横浜 営繕事務所長 西村 研二 神奈川県横浜市中区山 下町37-9	令和5年9月1日	日鉄ソリューション ズ株式会社ITサー ビス&エンジニアリ ング事業本部セル ス&マーケティング 第二本部 東京都港区虎ノ門1- 17-1	9010001045803	会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4 第三号 本業務は、本省にて契約している第3期国土交通省行政情報基盤シス テムに係るサービス提供を受けるために設置した回線(機器を含む) を、横浜営繕事務所がよこはま新港合同庁舎に移転するにあたり、移 設し調整を行う業務である。 今回対象となっているシステムは、府省内LANにおいて本省及び地方支 分部局等(施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局を指す。 以下同じ。)の職員が共通して利用する機能を集約して提供するため に整備されたものである。 具体的には、(1)国土交通省ネットワーク(共通システム)(以下 「国交省NW」という。)の一元化、(2)ネットワーク周辺機器等の統 合化、(3)災害時等に備えた基本システムのバックアップの実施を目的 に、地方支分部局等のWAN及びセキュリティ対策ソフトウェアライセ ンスの一括調達、電子メール、電子掲示板・スケジュール管理・施設 予約等機能を提供するソフトウェア(以下「掲示板機能」という。) 及び大容量ファイル転送システム等の整備及び運用の集約、大規模災 害に備えた拠点の二重化、職員のユーザーアカウント情報の管理の統 合、インターネット閲覧機能の集約、標的型攻撃検出機能の強化、ロ グ監視体制の一元化等の情報セキュリティ対策水準の統一・強化を実 現している。また、令和2年度から3年度にかけてコロナ禍を契機とし た新しい働き方に対応すべく、全省において共用ライセンスによるWeb 会議機能、本省においてWeb会議・ビジネスチャット機能及びファイル 共有・共同編集機能の導入を実現している。 このサービスには機器設置場所の移設は契約範囲に含まれていないも の、システムの開発から導入及び保守業務を行っているため、移転 によるサービスの一時停止の手続きから機器の移設、移設後のネット ワークの詳細設定はこのサービスの受注者にしかできない。 以上のことからこの本省契約業務の受注者である日鉄ソリューション ズ株式会社と随意契約するものである。	¥1,193,500.-	¥1,193,500.-	100%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。